

エコプラント椿電気需給仕様書

1 概要

- (1) 件 名 エコプラント椿で使用する電気
- (2) 供給場所 岐阜市椿洞 813 番地 3 エコプラント椿
- (3) 供給建物 エコプラント椿
- (4) 業種及び用途 官公庁（堆肥製造）

2 仕様

- (1) 供給電気方式等
 - ア 電気方式 交流 3 相 3 線式 予備電源なし
 - イ 標準電圧 6,600V
 - ウ 標準周波数 60Hz
 - エ 非常用自家発電設備 なし
- (2) 予定契約電力、予定使用電力量等
別紙のとおり
- (3) 供給期間
令和 6 年 12 月の検針日から令和 7 年 12 月の検針日の前日まで
- (4) 電力計及び検針方法等
 - ア スマートメーター（財産については岐阜市を供給区域とする一般送配電事業者のものである。）
 - イ 検針方法 通信線設備を通じての自動検針
 - ウ 検針日 毎月 1 日午前 0 : 00
- (5) 需給地点及び責任分界点
エコプラント椿の構内引込第 1 柱上開閉器の電源側接続点
- (6) 供給期間中の電力の契約に影響するような電気設備の変更予定なし
- (7) 耐雪用電力、自家発補給電力等の付帯契約なし

3 その他特記事項

- (1) 電気料金の計算方法
 - ア 1 月（前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間）毎に算定する。
 - イ 基本料金＝基本料金契約単価×契約電力×（185％－力率）
（※基本料金が定額の場合、力率による割引等を設定しない場合を除く。）
 - ウ 電力量料金＝電力量料金契約単価×使用電力量＋燃料費調整単価×使用電力量
 - エ 再生可能エネルギー発電促進賦課金＝再生可能エネルギー発電促進賦課金単価×使用電力量
 - オ 毎月の電気料金＝基本料金＋電力量料金＋再生可能エネルギー発電促進賦課金（消費税及び地方消費税相当分を含む。）
 - カ 燃料費調整及び再生可能エネルギー発電促進賦課金の単価及び適用期間は、原則、岐阜市を供給区域とする一般送配電事業者に準ずることとする。
 - キ 契約電力および最大需要電力の単位は、キロワットとし、小数点以下を四捨五入する。
 - ク 使用電力量の単位は、キロワット時とし小数点以下を四捨五入する。
 - ケ 力率の単位は、パーセントとし、小数点以下を四捨五入する。
 - コ 月毎の料金その他の計算における合計金額については、1 円未満の端数は切り捨てる。
- (2) 電気料金の請求
 - ア 電気料金の支払いは毎月とし、受注者は（1）に基づき算定された料金を発注者に請求する。

イ 請求書等は、毎月、岐阜市経済部畜産課へ書面により郵送することとし、電子メールでの送信又は WEB でダウンロード等により取得する方法は認めない。なお、請求書等の様式は、受注者の任意の様式によるものとする。

ウ 支払いは納付書による入金のほか、指定口座への振込とする。

(3) 現在の供給者

中部電力ミライズ（株）

(4) アフターサービス及びメンテナンスの体制を整備し、必要な場合は迅速に対応すること。

(5) この仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者による協議のうえ定めるものとする。

経済部 畜産課

担当： 杉田

電話： 058-232-8053

予定使用電力量等

供給年月		使用電力量(kWh)			
		夜間時間	昼間時間	重負荷時間	合 計
令和 6 年	12 月	8,832	9,420		18,252
令和 7 年	1 月	9,328	8,051		17,379
令和 7 年	2 月	8,956	8,643		17,599
令和 7 年	3 月	10,063	10,171		20,234
令和 7 年	4 月	9,566	9,306		18,872
令和 7 年	5 月	10,881	8,098		18,979
令和 7 年	6 月	8,232	9,235		17,467
令和 7 年	7 月	9,115	4,247	5,021	18,383
令和 7 年	8 月	8,014	3,952	4,648	16,614
令和 7 年	9 月	8,310	3,752	4,436	16,498
令和 7 年	10 月	9,497	9,734		19,231
令和 7 年	11 月	9,126	9,163		18,289
合 計		109,920	93,772	14,105	217,797

※ 予定契約電力は、53kW とする。

※ 予定平均力率は、100%とする。

※ いずれも予定数量であり、実際の取引においては検針による。また、発注者の都合により予定数量を上回り、又は下回ることができる。

※ 夏季は7月1日から9月30日までの期間、その他季は夏季以外の期間とし、夏季の10時から17時までを重負荷時間としている。

昼間時間は8時から22時までの時間（重負荷時間を除く）、夜間時間は重負荷時間および昼間時間以外の時間としている。

休日（日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日及び12月31日）は、終日夜間時間の料金を適用している。